

Title	小特集：澤瀉久敬『医学概論』とその歴史的コンテキスト：序
Sub Title	Hisayuki Omodaka's Iatrology and its historical contexts : Preface
Author	高草木, 光一 (Takakusagi, Koichi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2013
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.106, No.1 (2013. 4) ,p.1- 3
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小特集：澤瀉久敬『医学概論』とその歴史的コンテキスト
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20130401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小特集：澤瀉久敬『医学概論』と その歴史的コンテクスト

日本の医学・医療は、戦後の転換期に自己批判の契機を失ったまま、先端技術を取り込み、大きな発展を遂げている。

第二次世界大戦期、旧満州ハルビン近郊に置かれた「関東軍防疫給水部本部」、通称 731 部隊が行なったとされる人体実験等の実態は、戦後長らく闇に葬られ、731 部隊関係者は、戦後も医学界、関係業界において中枢の位置にありつづけた。ドイツでは、障害者安楽死計画である T4 作戦の責任者、カール・ブラントをはじめとして、ナチスドイツの人体実験等に加担した医師等 23 名がニュルンベルク医師裁判にかけられ、うち、ブラントを含む 7 名が死刑を宣告されている。731 部隊は、いまだにその全貌が明らかにされておらず、その意味で、日本の医学は「戦後」を引きずったままである。

1930 年に東京帝国大学教授・永井潜を代表とする日本民族衛生学会が設立され、これが優生学の拠点となったことはつとに知られている。1940 年に、ナチス断種法に範をとった国民優生法が成立し、戦後も、その優生学的発想は 1948 年の優生保護法に引き継がれている。その痕跡が消されるには、1996 年の母体保護法まで半世紀以上の年月が費やされている。

そして、優生学の拠点となったその日本民族衛生学会は、現在もお連綿として、学会としての活動をつづけている。その実態について論及した訪昭三は、「15 年戦争中の『日本民族衛生学会』は『優生』を前面に出した学術団体であったというよりも、優生運動そのものであったと言える」（訪昭三「15 年戦争と日本民族衛生学会（その 2）——学会活動と『国民優生法』の制定」、『15 年戦争と日本の医学医療研究会会誌』4 卷 2 号、2004 年 6 月）と結論づけているが、現在の日本民族衛生学会の HP には、「なお、創立当時の世界情勢によって本学会が民族主義的優生学の学会と誤解されることもあったが、当時、圧倒的に優勢だった要素還元主義・人体機械論及び決定論的パラダイムから距離を保ち、包括主義・人体有機体論及び確率論的パラダイムを志向する学会であり続けて今日がある」（豊川裕之）とあり、一切の自己批判を放棄している。言うまでもなく、「民族主義的優生学の学会」であることと、「包括主義・人体有機体論及び確率論的パラダイムを志向する学会」であることの二つは何ら矛盾するものではない。

ハンセン病問題でも、日本は特異な歴史をもっている。日本のハンセン病隔離政策は、1907 年制定の「癩予防ニ関スル件」に遡るが、1941 年に特効薬プロミンが開発され、その後ハンセン病が治

癒する病となっても、1953年の「らい予防法」は戦前からの隔離政策を存続させた。1958年に東京で開催された第7回国際らい学会では、強制隔離政策の全面的破棄の勧奨が決議されたにもかかわらず、日本が隔離政策をやめるのは、実に1996年の「らい予防法の廃止に関する法律」の成立まで待たなければならなかった。

1998年に熊本地方裁判所に提訴された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」は、2001年原告側の全面勝訴の判決が下され、小泉純一郎首相が控訴を断念したことでその判決が確定した。ハンセン病問題はここに一応の終焉を迎える。その後、厚生労働省よりハンセン病事実検証調査事業が日弁連法務研究財団に委託され、2005年に『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』が提出された。その他にも、隔離政策の実態の研究や元患者・回復者の手記や談話が数多く発表されている。しかし、隔離や断種を積極的に押し進め、「救いの父」として文化勲章まで受賞した光田健輔の功罪をはじめ、ハンセン病に関わった医師、あるいは広く日本の医学・医療を評価・検証する作業はいまだ充分に行なわれているとは言えない。

こうした状況のなかで、iPS細胞の研究開発に代表される先端技術がもてはやされ、それが社会にもたらす影響についての議論は一向に進んでいない。事態への危惧の声は、むしろ研究開発の側から上げられている。医学・医療のあり方の根本に立ち返り、問題を総合的・学際的に考察する必要は急務であろう。その場合の恰好の教材が、澤瀉久敬さわがひさよ『医学概論』全三巻（1945-1959）である。

大阪帝国大学医学部で始められた、日本で最初の「医学概論」講義を担った澤瀉は、医師ではなく、フランス哲学研究者だった。デカルト、メヌ・ド・ピラン、ベルクソン等のフランス哲学をベースにして、広く医学関係の文献を渉猟し、「科学について」、「生命について」、「医学について」という3部作を20年近くかけて完成させている。いまでは忘れ去られているが、戦後日本の医学・医療のあり方を考えるうえで原点になりうる人物であろう。

今回の小特集は、澤瀉久敬『医学概論』の検討を中心にして、医学・医療の原点に立ち返った考察を行なうとともに、澤瀉『医学概論』のさまざまな歴史的コンテクストを明らかにすることによってその意義と限界を浮き彫りにすることを企図している。今回は3本の論文を公表する。高草木光一論文は、澤瀉『医学概論』そのものを対象として、その意義と限界について同時代のヨーロッパの思想潮流と比較しつつ考究する。松村高夫論文は、澤瀉「医学概論」講義が開始された当時の日本の戦時医学、とりわけ731部隊について、高橋正彦と金子順一の医学博士論文を主たる資料として、その実態に迫る。奥村勇斗論文は、澤瀉『医学概論』とも関係の深い京都学派哲学が抱えた「東洋」というモチーフの問題を新たな思想史的視野から検討する。全体として、澤瀉『医学概論』とその時代がもった諸問題を重層的に考察する構成となっている。

なお、この小特集の基になっているミニコンファレンスは、下記のように行なわれた。

高草木 光 一
(経済学部教授)

テーマ：澤瀉久敬『医学概論』とその歴史的コンテクスト

プログラム：

2012年4月21日（土）

13：00～14：30

飯田裕康：マルサスの神学思想にみる生と死——イギリス経済思想の転換

14：45～16：15

松村高夫：戦時医学の現代的諸問題

16：30～18：00

奥村勇斗：京都学派の空間把握と時間概念

2012年4月22日（日）

13：00～14：30

高草木光一：澤瀉久敬『医学概論』の社会思想——「近代医学の超克」の光と陰

長谷川宏：医学と哲学の間

14：45～16：15

佐藤純一：澤瀉久敬と中川米造

最首悟：「いのち」学からの問い

16:30～18:00

山口研一郎・打出喜義：医療の現場と「医学概論」

会場：慶應義塾大学三田キャンパス・東館8階小会議室（4月21日）

研究室棟地下1階第2会議室（4月22日）

参加者：

高草木光一（企画責任者：慶應義塾大学経済学部教授）

飯田 裕康（慶應義塾大学名誉教授）

松村 高夫（慶應義塾大学名誉教授）

奥村 勇斗（慶應義塾大学経済学部助教）

最首 悟（和光大学名誉教授）

長谷川 宏（哲学者）

佐藤 純一（元高知大学医学部教授）

山口研一郎（医師，現代医療を考える会代表）

打出 喜義（金沢大学附属病院専任講師）

入江 仰（岩波書店学術書編集部）

計10名